

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した換価の猶予取消処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 28 年 5 月 23 日付けで行った換価の猶予取消処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

- 1 請求人の主張は、要するに、売り上げの悪化により分納期限を経過してしまっただが、一方的に換価の猶予を取り消すことは中小企業の経済事情を考慮しておらず、著しく正義に反するとして、本件処分の取消しを求めているものと解される。
- 2 行政不服審査法 76 条の規定に基づき請求人から提出された主張書面においても、上記 1 と同様の主張がされている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 9月 5日	諮問
平成28年 9月20日	請求人から主張書面の提出
平成28年10月18日	審議（第2回第2部会）
平成28年11月29日	審議（第3回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

地方税法（平成27年法律第2号による改正前のもの。以下「法」という。）15条の5第1項1号によれば、地方団体の長は、滞納者がその財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、または納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる」とされている。

そして、法15条の6第1項1号によれば、換価の猶予を受けた者が、分割して納付し、または納入することが認められた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、または納入しない事実があるときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる」とされている。

2 これを本件についてみると、本件処分は、処分庁が請求人に対し、請求人に係る本件滞納金について、別紙のとおり換価を猶予したが、平成28年2月分から納付が遅れがちになり、同年4月分以降は納付が履行されなかったことから、換価の猶予を取り消したことが認められる。

そうすると、本件処分は、法15条の6第1項1号の規定に基づき適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、事前連絡もなく、即猶予を取り消した本件処分が中小企業を困窮させ、著しく正義に反するため本件処分に不服がある旨主張する。

しかし、上記1及び2のとおり、分割納付が認められた地方団体の徴収金を滞納者がその期限までに納付しないときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができることは法の規定の定めるところであって、処分庁は、請求人による納付が期限までになかったことから、法の規定に従い本件処分をしたのであって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は、本件処分の取消理由にはなり得ないものである。

4 行政不服審査法76条の規定に基づき請求人から提出された主張書面を検討すると、上記2及び3と同様の結論であり、答申の判断を左右するものではない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)